

恵庭市告示第198号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、以下のものを指定公金事務取扱者に指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月17日

恵庭市長 原 田



1. 指定公金事務取扱者の住所および名称
札幌市北区北19条西4丁目1番21号
日興美装工業株式会社

2. 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年3月9日
委託する歳入の徴収又は収納事務
 - (1) 市営住宅使用料（損害賠償金含む）
 - (2) 市営住宅駐車場使用料
 - (3) 市営住宅敷金
 - (4) 恵庭市手数料徴収条例に基づく証明手数料

3. 委託する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで